

徳島県中小企業振興資金保証制度要綱

I - 8 経済変動対策資金

1. 保証の対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営み県税を滞納していない中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人で、次の(1)から(6)のいずれかに該当し、かつ具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる者。

- (1) 為替相場の急激な変動に伴う新規受注の減少、為替差損の負担等により経営の安定に支障を生じている者。
- (2) 依存率20%以上の親事業者の経営不振又は構造調整により、新規受注の減少を被り、経営の安定に支障を生じている者。
- (3) 経済不況等の影響により収益が悪化した者であって、資金繰りが極めて困難となり、運転資金に窮迫している者。
- (4) 別に定める倒産企業の指定基準により知事が指定した企業に50万円以上の債権を有する者。
- (5) 急激な円安に伴う原油・原材料価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期比で増加し収益が悪化している者。
- (6) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」又は「災害救助法」の適用を受けた災害により事業活動に支障の生じている者。
- (7) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等により、直接的又は間接的な影響を受けた者で、原則として最近1か月の売上高が前年同期比で5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者。

2. 保証の条件

- | | |
|----------|---|
| (1) 資金使途 | 運転資金 |
| (2) 貸付金額 | 1企業者5,000万円以内 |
| (3) 保証期間 | 10年以内 |
| (4) 貸付利率 | 7年以内 年1.90%以内
8年以内 年1.95%以内
9年以内 年2.00%以内
10年以内 年2.05%以内 |
| (5) 保証料率 | 保証料率表記載 |
| (6) 返済方法 | 原則として、1年以内据置の分割返済 |

- (7) 担 保 必要に応じ徴求する。
- (8) 保 証 人 原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない。

3. 保証の申込

この制度による融資保証を受けようとするものは、所定の様式による信用保証委託申込書を作成し、保証協会又は取扱金融機関へ提出するものとする。

4. 取扱金融機関

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 阿波銀行 百十四銀行 伊予銀行
四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 愛媛銀行 高知銀行
徳島信用金庫 阿南信用金庫 商工組合中央金庫

ただし、保証の対象(7)については、

三菱UFJ銀行 阿波銀行 百十四銀行 伊予銀行 四国銀行
徳島大正銀行 香川銀行 愛媛銀行 高知銀行 徳島信用金庫
阿南信用金庫 商工組合中央金庫

5. その他

- (1) 保証の対象(4)に該当し、申し込む場合は、事前に商工会議所(徳島、鳴門、阿南)又は徳島県商工会連合会に設置された経営安定特別相談室の推薦を受けること。
- (2) 保証の対象(7)に該当し、申し込む場合は、様式7を作成し、添付すること。
- (3) 本制度では、信用保証協会が別に定める財務要件型無保証人保証制度の取扱いに基づき、経営者保証を不要とすることができる。
- (4) 取扱金融機関は、この制度による融資にあたり、歩積両建等の拘束預金を徴してはならない。
- (5) 当該貸付利率は、平成32年3月31日までの取り扱いとする。